

過積載に係る指示、自動車の使用制限等に関する事務処理要領の制定について

平成7年2月1日

例規（交指）第7号

警察本部長

〔沿革〕平成16年2月例規（交指）第11号

平成20年3月例規（交指）第13号

平成24年7月例規（交指）第29号

平成18年10月例規（交指）第55号

平成21年5月例規（警）第23号

平成28年5月例規（監）第22号

各部長・参事官・所属長

過積載に係る指示、自動車の使用制限等に関する行政処分事務処理要領を次のとおり制定し、平成6年5月10日から適用することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

なお、この要領の実施前にした過積載に係る指示、自動車の使用制限等に関する事務は、この要領の規定に基づいてしたものとみなす。

記

過積載に係る指示、自動車の使用制限等に関する事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、公安委員会が行う過積載（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第58条の3第1項に規定する積載をいう。以下「過積載」という。）に係る指示（法第58条の4に規定する指示をいう。自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「運転代行業法」という。）第19条第1項の規定により読み替えて適用される法第58条の4に規定する指示を含む。以下「指示」という。）及び自動車の使用制限（法第75条の2第1項の規定により命ずる処分をいう。運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される法第75条の2第1項の規定により命ずる処分を含む。以下「使用制限」という。）並びに署長が行う再発防止命令（法第58条の5第2項の規定により命ずる処分をいう。以下「再発防止命令」という。）に関する事務（以下「処分事務」という。）の処理に関し、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）、千葉県公安委員会の権限に属する事務の処理に関する規程（昭和36年千葉県公安委員会規程第4号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の意義

この要領における用語の意義は、次の項目ごとにそれぞれ定めるところによる。

1 使用者

法第57条第1項に規定する車両（以下「車両」という。）を使用する権原を有する者で、かつ、当該車両の運行を支配し、管理する地位にある者をいう。

2 使用者等

使用者、安全運転管理者、副安全運転管理者、その他車両の運行を直接管理する地位にある者をいう。

3 処分対象事案

令第26条の8に規定する自動車の使用制限の基準（以下「政令基準」という。）に該当する事案をいう。

4 過積載管理業務

千葉県過積載管理業務ネットワークシステム（以下「過積載管理システム」という。）により行う過積載の違反登録及び使用者等の責任追及並びに過積載、過積載車両、過積載車両の使用者等及び荷主、荷送人、荷受人、売渡人等その他の使用者以外の者（以下「荷主等」という。）等に係るデータを一括管理する業務をいう。

第3 事務処理の基本

1 緊密な連絡の保持と迅速処理

処分事務は、指示及び使用制限並びに再発防止命令が道路交通の円滑化と危険を防止するために行われるものであることから、関係都道府県警察及び関係課（係）と緊密な連絡を図り、迅速、適正かつ能率的に処理しなければならない。

2 処分事務取扱責任者等の指定

- (1) 処分事務を適正に処理するため、交通部交通指導課（以下「主管課」という。）、交通部交通機動隊及び交通部高速道路交通警察隊（以下「主管課等」という。）並びに署に処分事務取扱責任者及び処分事務取扱担当者を置くものとする。
- (2) 処分事務取扱責任者は、主管課等の長及び署長がそれぞれの所属の中から、警部の階級にある者を指定し、これをもって充てる。
- (3) 処分事務取扱担当者は、警部補又は巡査部長の階級にある者（相当職を含む。）の中から主管課等の長及び署長がそれぞれ指定し、これをもって充てる。
- (4) 処分事務取扱責任者及び処分事務取扱担当者の任務は、別表のとおりとする。

第4 処分事案の発見及び検挙した場合の措置

1 警察官の措置

- (1) 交通違反の取締りに従事する警察官（以下「取締警察官」という。）は、過積載に係る違反事件の取締りに従事したときは、「通行指示書（通行指示書、通行指示・応急措置報告書（甲）及び通行指示・応急措置報告書（乙）の3枚綴）」（別記第1号様式。以下「通行指示書」という。）を作成し、交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊又は署（以下「署等」という。）の長（以下「署長等」という。）に報告しなければならない。
なお、通行指示書の作成に当たっては、車両の指示及び使用制限並びに再発防止命令が自己の作成した通行指示書に基づいて行われるものであることを配意し、違反行為の事実認定を的確に行うとともに、当該車両の使用者の住所及び使用の本拠の位置、運転者と使用者の関係及び荷主等を通行指示書に正確に記載しておかなければならない。
- (2) 取締警察官は、荷主等が法第58条の5第1項各号に規定する過積載車両の運転の要求等の禁止行為（以下「過積載要求等行為」という。）を行った事案を取扱ったときは、速やかに「事情聴取書」（別記第2号様式）を作成して当該要求等行為の内容を明らかにし、「調査報告書」（別記第3号様式）に出荷伝票の写し等の疎明資料を添付して、署長等に報告しなければならない。
- (3) 取締警察官は、運転代行業者の業務に関して行われた過積載の取締りに従事したときは、自動車運転代行業の業務に関して行われた交通違反登録票（別記第3号様式の2。以下「代行運転登録票」という。）を作成し、署長等に報告するものとする。

2 署長等の措置

- (1) 署長等は、通行指示書記載内容を点検し、過積載に係る違反事件を取り扱った日から5日以内に、通行指示書の3枚目（通行指示・応急措置報告書（乙））に交通事件原票の写しを添えて、「通行指示・応急措置報告書（乙）送受整理票」（別記第4号様式）に記載し、交通部交通指導課長（以下「主管課長」という。）あて送付しなければならない。
なお、交通部交通機動隊及び交通部高速道路交通警察隊（以下「本部執行隊」という。）の処分事務取扱担当者は、当該送付手続の前に、過積載管理システムに所要の登録事項を登録しなければならない。
- (2) 署長等は、第4の1の(3)の規定により、取締警察官から報告を受けた場合は、代行運転登録票の記載内容を点検し、過積載に係る違反事件を取り扱った日から5日以内に、代行運転登録票を主管課長あて送付しなければならない。
- (3) 署長等は、過積載に係る違反事件の登録事項に変更があるときは、「過積載管理システム登録事項修正依頼書」（別記第5号様式）により、主管課長に登録事項の修正を依頼しなければならない。
- (4) 過積載要求等行為容疑事案を認知した署長等は、「過積載要求等行為容疑事案報告書」（別記第6号様式）に、第4の1の(2)の様式中次に掲げる関係資料を添付し、主管課長を経由して本部長に報告しなければならない。
 - 事情聴取書
 - 調査報告書
 - 交通事件原票の写し
 - 通行指示書の2枚目（通行指示・応急措置報告書（乙））の写し
 - 重量測定結果記録書の写し
 - その他の書面

3 主管課長の措置

- (1) 主管課長は、第4の2の(1)の規定により、署長から送付を受けた場合は、過積載に係る違反事件のデータを過積載管理システムに、速やかに登録をしなければならない。
- (2) 主管課長は、第4の2の(2)の修正依頼を受けた場合は、速やかに所要の修正登録を行わなければならない。
- (3) 主管課長は、前記(1)の登録を行い、過積載に係る違反事件の使用者（以下「指示対象者」という。）に対する公安委員会による指示処分に該当する事案（以下「指示対象事案」という。）があると認めるときは、「過積載車両の使用者に係る指示上申書」（別記第7号様式）、また、自動車運転代行業者の業務に関して行われた場合には、「自動車運転代行業者の業務に関して行われた過積載車両の使用者に係る指示上申書」（別記第7号様式の2）により、本部長に対し指示処分を上申しなければならない。

第5 過積載に係る指示

1 指示書の送付

本部長は、指示対象事案であると認めた場合は、指示対象者に対する「指示書」（別記第8号様式又は別記第8号様式の2）を当該事案に係る車両の運行の管理が行われている場所（以下「使用の本拠」という。）を管轄する署の長（以下「管轄署長」という。）に送付するものとする。

2 関東運輸局長への意見照会

本部長は、指示対象事案のうち使用者が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に規定する貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）に規定する第二種利用運送事業者（以下「運送事業者」と総称する。）であって、当該指示の内容が次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ指示に関する意見照会書（別記第9号様式）により、千葉運輸支局長を経由して関東運輸局長に意見照会をするものとする。

- (1) 一般貨物自動車運送事業を営む者に対して指示を行おうとする場合

ア 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数

イ 営業所に配置する事業用自動車のうち特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配置するものの数

ウ 特別積合せ貨物運送に係る運行系統

エ 特別積合せ貨物運送に係る運行系統ごとの運行日並びに最大及び最小の運行回数

- (2) 貨物運送取扱事業法の規定による第二種利用運送事業を営業者に対する指示を行おうとする場合

営業所に配置する事業用自動車の数

3 関東運輸局長への通知

運送事業者に対して指示を行った場合には、本部長は毎月分を取りまとめ、翌月末までに指示状況通知書（別記第9号様式の2）により、指示を行った旨及び当該指示の内容について千葉運輸支局長を経由して関東運輸局長に通知するものとする。

4 指示の執行

- (1) 指示は、原則として指示対象者に指示書の内容を確認させ、署において交付して執行するものとする。

なお、署における執行が困難な場合は、これに代え当該指示対象者の事業所等において執行し又は指示対象者の代理人に指示書を交付して執行することができる。

- (2) 管轄署長は、指示を執行した場合は、指示対象者又はその代理人に受領書（別記第9号様式の3）に必要事項を記載させた上でこれに受領印を求め、これを「指示執行（不能）報告書」（別記第10号様式）に添付し、主管課長を経由して本部長に報告するものとする。

なお、報告を受けた主管課長は、速やかに指示の登録を行わなければならない。

- (3) 管轄署長は、指示執行に当たり、次のいずれかが判明した場合は、指示執行（不能）報告書に指示書を添付し、速やかに主管課長を経由して本部長に報告するものとする。

ア 当該事案が指示対象事案に該当しないことが判明したとき。

イ 指示対象者の所在不明等により指示を執行できなかったとき。

ウ 指示対象者の使用の本拠の位置が自署管轄外へ変更されたとき。

第6 使用者に対する使用制限

1 使用制限期間の量定

主管課長は、処分対象事案について、政令基準及び別に定める細目基準により当該事案に係る使用制限期間の量定の審査を行うものとする。

2 関東運輸局長への通知及び意見聴取

主管課長は、前1の処分対象事案の審査対象者が運送事業者である場合は、「過積載に係る自動車の使用制限に関する意見照会書」（別記第11号様式）により、千葉陸運支局長を経由して関東運輸局長に通知し、その意見を聴取するものとする。

3 公安委員会等への上申

主管課長は、使用制限に係る上申をするときは、次に掲げる場合ごとにそれぞれ規定した方法により行わなければならない。

(1) 運送事業者である場合「過積載運転行為に係る自動車使用制限事案上申書(甲)」（別記第12号様式）により公安委員会へ上申

(2) 運送事業者以外の場合「過積載運転行為に係る自動車使用制限事案上申書(乙)」（別記第13号様式）又は「自動車運転代行業者の業務に関して行われた過積載運転行為に係る自動車使用制限事案上申書(乙)」（別記第13号様式の2）により本部長へ上申

4 聴聞

使用制限に関する聴聞は、「行政手続法」（平成5年法律第88号）及び「聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則」（平成6年国家公安委員会規則第26号）の規定により行うものとする。

5 使用制限の執行手続

(1) 使用制限書等の送付

主管課長は、使用制限が決定された場合は、当該事案の「過積載運転行為に係る自動車の使用制限書」（別記第14号様式）又は「自動車運転代行業者の業務に関して行われた過積載運転行為に係る自動車の使用制限書」（別記第14号様式の2）（以下「使用制限書」という。）及び規則第9条の15に定める標章（以下「標章」という。）を当該使用制限に係る使用の本拠の管轄署長に送付しなければならない。

なお、他の都道府県公安委員会から使用制限の執行依頼を受けた場合も同様とする。

(2) 使用制限の執行

ア 署長は、使用制限書及び標章の送付を受けた場合は、速やかに使用制限を執行しなければならない。

イ 使用制限は、使用制限の処分を受ける者（以下「処分対象者」という。）に処分理由を告げて使用制限書を交付するとともに、「受領書」（別記第9号様式の3）に必要事項を記載させて受領印を求め、標章を当該自動車の助手席前面ガラスの内側又は前面の見やすい箇所にはり付けて執行するものとする。

(3) 使用制限の執行等の報告及び整理

ア 管轄署長は、使用制限を執行した場合は「過積載運転行為に係る自動車使用制限執行報告書」（別記第15号様式）又は「自動車運転代行業者の業務に関して行われた過積載運転行為に係る自動車使用制限執行報告書」（別記第15号様式の2）により主管課長を経由して本部長に報告するものとする。

イ 主管課長は、前アの報告を受けた場合は、速やかに過積載管理システムに使用制限の登録をしなければならない。

ウ 管轄署長は、処分対象者の所在不明、当該処分に係る自動車の転売又は廃車その他の理由により使用制限を執行することができない場合は、「過積載運転行為に係る自動車使用制限執行不能報告書」（別記第16号様式）又は「自動車運転代行業者の業務に関して行われた過積載運転行為に係る自動車使用制限執行不能報告書」（別記第16号様式の2）に使用制限書及び標章を添付して主管課長を経由して本部長に報告しなければならない。

エ 署長は、使用制限の期間が30日を超える場合は、当該期間中に1回以上、当該自動車の走行キロ数等その他の必要な事項の処分状況を確認しなければならない。

オ 署長は、使用制限の執行、執行不能、使用制限期間中の確認等の状況を「自動車使用制限執行簿」（別記第17号様式）に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

カ 主管課長は、第6の5の(1)に規定する使用制限の執行依頼に係る署からの使用制限の執

行結果を受理した場合は、第6の5の(3)のア又はウの報告書を添付し当該都道府県公安委員会に通知しなければならない。

キ 主管課長は、処分対象者が運送事業者であるときは当該処分結果を千葉陸運支局長を経由して関東運輸局長に通知するものとする。

6 他の都道府県警察に対する執行依頼

主管課長は、公安委員会の使用制限決定後、被処分者及び当該使用制限に係る自動車使用の本拠の位置が他の都道府県警察の管轄区域内に変更された場合は、「過積載運転行為に係る自動車使用制限執行依頼書」（別記第18号様式）又は「自動車運転代行業者の業務に関して行われた過積載運転行為に係る自動車使用制限執行依頼書」（別記第18号様式の2）に使用制限書、標章その他関係書類等を添付して当該都道府県公安委員会に移送するものとする。

第7 再発防止命令

1 主管課長は、第4の2の(3)の報告を受けたときは、速やかに次により措置しなければならない。

(1) 再発防止命令に係る容疑者の住所又はその者の事業所等の所在地が県内に所在するときは、その管轄署長に対し、「過積載要求等行為容疑事案調査指示書」（別記第19号様式）により、容疑事案の調査を依頼するとともに、その結果についての報告を求めること。

(2) 前(1)の住所又は事業所等の所在地が他の都道府県内に所在するときは、「過積載要求等行為容疑事案通報書」（別記第20号様式）により当該都道府県の警察本部長（警視庁にあっては交通部長）に通報すること。

(3) 他の都道府県警察本部長等から前(2)の通報を受けた場合は、前記(1)の要領で管轄署長に通報し、必要な調査、報告等を依頼すること。

2 管轄署長は、前記1の(1)又は(3)に基づく調査の結果を過積載要求等行為容疑事案報告書により主管課長に報告するものとする。

3 再発防止命令の発動

管轄署長は、調査の結果、指示に係る過積載要求等行為の存在が明らかとなったときは、「再発防止命令書」（別記第21号様式）により過積載要求等行為を行った者に対して再発防止命令を行わなければならない。

再発防止命令を行ったときは、「再発防止命令執行報告書」（別記第22号様式）に再発防止命令書の写しを添付し主管課長を経由して本部長に報告するものとする。

報告を受けた主管課長は過積載管理システムに、速やかに登録をしなければならない。

4 再発防止命令の執行方法

(1) 再発防止命令は、署において、原則として、法第58条の5第2項に規定する違反行為者に対して再発防止命令書を交付して執行するものとする。

なお、違反行為者に対して再発防止命令書を執行することができない場合は、違反行為者の事業所等の代表者又は代理人に対して、再発防止命令書を交付して執行することができる。

(2) 前(1)の再発防止命令書を執行したときは、当該違反行為者の事業所等の代表者又は代理人に対して「再発防止命令執行通知書」（別記第23号様式）により、再発防止命令を執行した旨を通知するものとする。

5 貨物運送取扱事業者に係る取扱い

前4の(2)に規定する事業所等の代表者が貨物運送取扱事業法の規定による貨物運送取扱事業者であるときは、あらかじめ「再発防止命令に関する連絡書」（別記第24号様式）により、千葉運輸支局長を経由して関東運輸局長に連絡するものとする。

第8 使用者又は安全運転管理者に対する報告又は資料提出の要求

1 報告又は資料提出の要求

主管課長及び署長は、使用者又は安全運転管理者に過積載及び車両の管理に関する報告又は資料提出を要求しようとする場合は、「報告・資料提出要求書」（別記第25号様式）により行うものとする。

2 報告

署長は、報告又は資料提出を要求した結果を、速やかに主管課長に報告しなければならない。

第9 標章の除去手続

1 標章の除去申請の受理及び除去

- (1) 標章の除去の申請の受理及び除去に関する事務は、当該申請に係る使用の本拠の位置の管轄署長が行うものとする。
- (2) 署長は、使用制限に係る自動車を買受けた者その他当該自動車の使用について権原を有する第三者から標章の除去申請を受理した場合は、規則第9条の16に定める「標章除去申請書」（別記第26号様式）に、次に掲げる書類を添付又は提出させなければならない。
 - ア 申請者が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けるものである場合は、申請者の住民票の写し
 - イ 申請者が住民基本台帳法の適用を受けない者である場合は、旅券、外務省発行の身分証明書又は権限ある機関が発行する身分を証明する書類
 - ウ 申請者が法人である場合は、登記簿謄本
 - エ 申請に係る自動車の自動車検査証の写し
 - オ 申請に係る自動車保管場所証明書の写し
 - カ 申請に係る自動車の使用について権原を有することを証明する自動車の売買契約書又は賃貸契約書等の書類
 - キ 使用制限の期間における申請に係る自動車の使用に関し、標章除去申請者と当該使用制限を受けた者との法律関係を明らかにする書類（被処分者に使用させない旨の申請者の誓約書を含む。）
- (3) 署長は、前(2)の申請に手続の不備又は内容が不適合であると認めるときは、当該申請を却下するものとする。
- (4) 署長は、申請者が申請に係る自動車の使用について権原を有するものであり、かつ、当該自動車を被処分者に使用させることがないことを確認した場合は、申請者の立会いを得て標章を除去するとともに、除去した標章は廃棄しなければならない。

2 使用制限の期間経過後の措置

- (1) 署長は、使用制限の期間が経過した場合は、直ちに標章を除去するとともに、その結果を電話により主管課長に通報するものとする。
- (2) 通報を受けた主管課長は、過積載管理システムに使用制限の終了登録をしなければならない。

3 標章の除去申請に係る報告

- (1) 署長は、標章の除去申請を受理し、標章を除去した場合又は却下した場合は、その結果を電話により主管課長に速報するとともに、速やかに、第9の1の(2)の関係書類を添付のうえ「標章除去申請に係る結果報告書」（別記第27号様式）により主管課長を経由して本部長に報告するものとする。
- (2) 報告を受けた主管課長は、過積載管理システムに使用制限の解除登録をしなければならない。

以下別表等省略